

越谷市

道路占用許可基準

平成27年4月

建設部道路総務課

越谷市道路占用許可基準 目次

| | |
|-----------------------|----------|
| 第1章 一般基準 | |
| 1 占用の場所 | ・・・ P 1 |
| 2 占用物件の構造 | ・・・ P 2 |
| 3 占用物件の意匠等 | ・・・ P 2 |
| 4 その他 | ・・・ P 2 |
| 第2章 個別基準 | |
| ○法第32条第1項第1号該当物件 | |
| 1 電柱等による占用 | ・・・ P 2 |
| 2 電線等による占用 | ・・・ P 3 |
| 3 街路灯による占用 | ・・・ P 4 |
| 4 防犯カメラによる占用 | ・・・ P 5 |
| 5 郵便差出箱等による占用 | ・・・ P 6 |
| 6 広告塔等による占用 | ・・・ P 6 |
| 7 ベンチによる占用 | ・・・ P 7 |
| 8 公衆用ごみ用容器等による占用 | ・・・ P 7 |
| 9 フラワーポットによる占用 | ・・・ P 8 |
| 10 彫像等による占用 | ・・・ P 9 |
| 11 公共掲示板による占用 | ・・・ P 9 |
| 12 道路反射鏡による占用 | ・・・ P 10 |
| 13 公衆電話所による占用 | ・・・ P 10 |
| 14 無線基地局等による占用 | ・・・ P 10 |
| 15 変圧塔等による占用 | ・・・ P 11 |
| ○法第32条第1項第2号該当物件 | |
| 16 水道管、下水道管又はガス管による占用 | ・・・ P 11 |
| 17 排水管による占用 | ・・・ P 12 |
| ○法第32条第1項第4号該当物件 | |
| 18 巻上式日よけによる占用 | ・・・ P 13 |
| 19 上屋による占用 | ・・・ P 13 |
| ○法第32条第1項第5号該当物件 | |
| 20 上空通路による占用 | ・・・ P 16 |

| | | |
|------------------------|--------------------|-----------|
| 2 1 | 地下通路による占用 | ・・・ P 1 7 |
| 2 2 | 工事用通路等による占用 | ・・・ P 1 8 |
| ○法第 32 条第 1 項第 6 号該当物件 | | |
| 2 3 | 露店による占用 | ・・・ P 1 9 |
| 2 4 | 商品置場による占用 | ・・・ P 1 9 |
| 2 5 | 路上イベント等による占用 | ・・・ P 1 9 |
| ○令第 7 条第 1 号該当物件 | | |
| 2 6 | 看板の類による占用 | ・・・ P 1 9 |
| 2 7 | バス停留所標識による占用 | ・・・ P 2 2 |
| 2 8 | 消防水利標識及び消火栓標識による占用 | ・・・ P 2 3 |
| 2 9 | 公共施設案内標識による占用 | ・・・ P 2 4 |
| 3 0 | 旗ざおによる占用 | ・・・ P 2 4 |
| 3 1 | 横断幕による占用 | ・・・ P 2 5 |
| 3 2 | アーチによる占用 | ・・・ P 2 5 |
| ○令第 7 条第 4 号該当物件 | | |
| 3 3 | 建築用足場、工事用仮囲い等による占用 | ・・・ P 2 6 |
| 3 4 | 養生による占用 | ・・・ P 2 7 |
| ○令第 7 条第 5 号該当物件 | | |
| 3 5 | 一時材料置場による占用 | ・・・ P 2 7 |
| ○その他 | | |
| 3 6 | 市長が定めるもの | ・・・ P 2 7 |
| ○附則 | | |
| 1 | 施行期日 | ・・・ P 2 7 |
| 2 | 経過措置 | ・・・ P 2 8 |

越谷市道路占用許可基準

第1章 一般基準

(占用の場所)

- 1 占用の場所は、別に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。ただし、占用物件の種類、道路の構造等により、これによりがたいと市長が認める場合は、この限りでない。
 - (1) 路面に接して設ける占用物件は、歩道を有する道路にあっては、歩道内の車道寄りとし、歩道を有しない道路にあっては法面又は路端寄りとすること。
 - (2) 歩道上に設けるものにおいては、その有効幅員の3分の2以上で、かつ、2.0メートル以上の余地が確保されていること。ただし、公共又は公益を目的とする場合であって、交通上、特に支障がない場合はこの限りではない。
 - (3) 路面に接しないで設ける占用物件の最下部又は、路面に接して設けられる占用物件の路面に接しない部分の最下部と路面との距離は、4.5メートル以上とする。ただし、歩道を有する道路の歩道上にあっては、2.5メートル以上とする。
 - (4) 次に掲げる場所でないこと。ただし、電柱、電話柱、電線、交通信号機、道路標識、消火栓標識及びアーケードについては、この限りではない。
 - ア 交差点、横断歩道、消火栓、交通信号機、道路標識、消火栓標識又はバス停留所標識の前後それぞれ5メートル以内の部分
 - イ 橋、トンネル又は踏切道の前後それぞれ10メートル以内の部分
 - ウ その他交通の支障となるおそれがある場所

(占有物件の構造)

2 占有物件の構造は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 地上に設ける物件にあつては、相当強度の風雨、地震等に耐え得るもので、かつ、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により道路の構造及び交通に危険を与えないものであること。

(2) 地下に設ける物件にあつては、自重、土圧、車両荷重又は車両の通行による衝撃に対して安全な構造であるとともに道路の強度に影響を与えないものであること。

(3) 橋又は高架の道路に取り付ける占有物件の構造は、橋又は高架の道路の強度に影響を与えないものであること。

(占有物件の意匠等)

3 占有物件の意匠及び色彩は、越谷市景観条例（平成25年条例第17号）を遵守し、都市の美観等を考慮したものであることとし、信号機、道路標識等の効用を妨げないものであること。

(その他)

4 占有物件（一次占有）に当該占有者と別の者が物件を添加し道路占有（二次占有）を行う場合は、二次占有者から一次占有者の当該施設の使用に関する契約書、承認書などの明らかとなる書面を提出すること。

第2章 個別基準

(法第32条第1項第1号該当物件)

1 電柱等による占有

電柱、電話柱等による占有については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所であること。

(2) 電柱等は法敷（法敷のない道路にあつては、路端寄り）に設けること。ただし、歩車道の区別のある道路にあつては、歩道内の車道寄

り（原則として、車道寄りの縁石から0.25メートルの場所とする。）に設けることができる。

- (3) 同一線路に係る電柱は、道路の同一側に設け、かつ、歩車道の区別のない道路で、その対側に占用物件がある場合においては、当該占用物件と8メートル以上の距離を確保すること。ただし、道路が交差し、接続し、又は屈曲する場合においては、この限りでない。
- (4) 同一路線に電柱、電話柱等を設ける場合は、共架とすること。
- (5) 電柱等の脚ていは、路面から1.8メートル以上の高さに、道路の方向と平行に設けること。
- (6) 電柱等の支線は、道路の方向と平行に設けるものとし、危険表示をするため、黄色のガード等を取り付けること。

2 電線等による占用

電線等による占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所であること。
- (2) 地上電線等の高さは、舗装計画路面高から5.0メートル以上とすること。ただし、既設電線に共架する場合その他技術上やむを得ずかつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場所にあつては路面から4.5メートル以上、歩道上にあつては2.5メートル以上とすることができる。
- (3) 高架道路と並行する高架下道路及び両側に電柱等が設けられている道路にあつては、道路を横断して架設しないこと。ただし、横断して架設することがやむを得ないと認められる場合は、既設の横断箇所とすること。
- (4) 道路を横断して架設する場合は、道路の方向に対して直角に横断す

ること。

- (5) 地下電線等は、歩車道の区別のある道路にあっては歩道の下に、歩車道の区別のない道路にあっては路端寄りに設置すること。
- (6) 地下電線等の頂部と路面との距離は、車道の地下にあっては、原則として0.8メートル、歩道の地下にあっては、0.6メートルを超えていることとし、保安上支障がなく、かつ、道路に関する工事の実施上支障のない距離とすること。
- (7) マンホール、ハンドホール若しくは道路管理者の設ける電線共同溝（キャブ）に地下電線等を收容する場合又は地下電線等の立ち上がり部分等にあっては第5号の基準は適用しない。
- (8) 電線等を橋に取付ける場合は、けたの内側又は床版の下であること。

3 街路灯による占用

商店会等の団体が、その区域内の道路の照明を目的として設置する街路灯による占用にあっては、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 街路灯による占用は上空占用を原則とする。ただし、歩車道の区別のある道路にあっては、歩道上の車道側とし、縁石から0.25メートルの場所に設置することができる。
- (2) 前号の規定にかかわらず、歩車道の区別のない道路で、民地内に余地がなく真にやむを得ない場合は、車道部幅員（車道と路肩を合わせた幅員をいう。以下同じ。）8.0メートル以上を有する道路にあっては、車道の民地寄りとするすることができる。
- (2) 灯柱の側方に構造物を突き出す場合は、その下端は、車道にあっては路面から4.5メートル以上、歩道にあっては路面から2.5メートル以上とし、出幅は1.4メートル以下（車道及び歩道の両方向に突き出す場合を含む。）とすること。
- (4) 占用物件がその反対側にあるときは、8メートル以上の距離を保つ

こと。

- (5) 灯柱の設置間隔は、可能な限り同一とすること。
- (6) 灯柱は金属製とし、構造堅固、体裁優美なものであること。
- (7) 電灯は、路面の照明を均等にし、過度のまばゆさを感じさせないものであること。
- (8) 構造物の形状等を同一とし、色彩は、白色又は淡色に限るものとする。
- (9) 申請者が商工会、協議会等の団体であるときは、道路管理者が当該団体の規約又は定款等を求めた場合は提出すること。
- (10) 許可条件として「年1回以上安全点検を実施すること」を付記するものとする。

4 防犯カメラによる占用

防犯カメラによる占用は、次の各号に掲げるところによるほか、埼玉県防犯の街づくり条例（平成16年埼玉県条例第36号）及び防犯カメラの設置と利用に関する指針によらなければならない。

- (1) 個人情報の取り扱いについて、設置管理者の責任において法令を遵守し、適正な管理を行うこと。
- (2) 防犯カメラ本体及びこれに付帯する設備（通信機、配線類等）の設置に限るものとする。
- (3) 設置場所は、アーケード、電柱、電話柱等既設占用物件へ添架して設置すること。ただし、既設占用物件がない場合は、通行の安全性が確保でき、やむを得ない場合に限り、自立柱による設置をすることができる。
- (4) 前号ただし書の規定による自立柱の設置にあたっては、交差点部を避けるなど電柱等の占用に準じた方法とすること。
- (5) 設置方法は、次に掲げるとおりとする。

ア 最小地上高は4.5メートル以上とすること。ただし、歩道のあ

る道路の歩道上に設置する場合は、2.5メートル以上とすること。
イ 防犯カメラ（自立柱を含む。）には、占用者名と防犯カメラを設置している旨を表示すること。

- (6) 道路占用許可申請に際し、申請団体の活動地域図、防犯カメラの設置に関する住民合意を示す書類（議決書、事業計画書等）、設置目的以外には使用しないことの確認書を道路管理者から求められた場合は、提出することとし、既設占用物件に設置する場合にあっては、所有者の承諾書をあわせて提出すること。

5 郵便差出箱等による占用

郵便差出箱、消火栓その他これらに類する施設による占用は、次の各号に掲げるところによらなければならない。ただし、地下式消火栓についてはこの限りでない。

- (1) 歩車道の区別のない道路には、設けないこと。ただし、歩車道の区別のある道路であっても、歩道上に設けることとし、歩車道境界縁石から0.25メートル離れた場所に設置すること。

6 広告塔等による占用

広告塔又は装飾塔による占用は、次の各号に掲げるところによるほか越谷市屋外広告物条例（平成26年条例第96号。以下「屋外広告物条例」という。）によらなければならない。

- (1) 官公署、公共団体が広報等の公共的目的又は、祭礼等の慣行的行事並びに地域活動のために設けるものであること。
- (2) 分離帯、緑地帯、法敷その他交通の支障にならない部分（ロータリー内を除く）に設けること。
- (3) 底面の長径又は直径は1メートル以下とし、高さは路面から5メートル以下とすること。
- (4) 祭礼等の慣行的行事並びに地域活動のために設ける場合は、必要最小限の期間とする。

7 ベンチによる占用

ベンチによる占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 官公署、公共団体、路線バス事業者、タクシー事業者の団体又は自治会若しくは商店会等の団体が設けるものに限ること。
- (2) バス停留所、タクシー乗場、福祉施設、病院等の施設の周辺など、歩行者等の利用形態から判断し公益上設置することが適当な場合で、次に掲げる場所に設けること。

ア 道路の法敷

イ ベンチを設置した後、歩道の幅員から路上施設及び占用物件の幅員を減じた幅員が2メートル以上（自転車歩行者道又は自転車歩行者専用道路にあっては3メートル以上）確保できる歩道。

ウ その他、道路の利用状況を勘案し、道路交通上支障のない場所

- (3) ベンチの材質は、腐朽・褪色しないものであること。
- (4) ベンチには、長さ0.15メートル以下、幅0.05メートル以下の大きさで、占用者名を表示すること。
- (5) ベンチには、広告物を掲出しないこと。
- (6) ベンチを定期的に点検し、破損、汚損等により利用者の利便を減ずることがないよう十分な管理体制が整っていることとし、維持管理規定を文書で提出すること。

8 公衆用ごみ容器等による占用

公衆用ごみ容器及びゴミ集積所等による占用は認めない。ただし、公衆用すいがら入れによる占用については、次の各号に掲げるところによる場合はこの限りでない。

- (1) 地方公共団体が設けるものに限ること。ただし、ベンチ、上屋に付随して設けるものについては、この限りでない。
- (2) 主として駅前広場等で多数の人間が滞留する場所を避けること。

- (3) 構造等は次に掲げるところによること。
- ア 歩行者等の交通を妨げない場所に設けるものとし、歩道の有効幅員は1メートル以上、かつ、3分の2以上確保すること。
 - イ 歩行者の視界を妨げない高さとする。
 - ウ 容器等の材質は不燃性で堅ろうなものとする。
 - エ 容器等は、都市の美観を損なわない統一的な色彩、意匠とし、ごみ又は吸い殻の収集が容易なものとする。
 - オ 設置は、建植式とし、路面に固定すること。
- (4) 容器等には、長さ0.1メートル以下、幅0.02メートル以下の大きさで占有者名及び連絡先を表示すること。
- (5) 容器等を常に点検し、破損又はごみ、吸い殻の堆積若しくは周辺への散乱等により、都市の美観・衛生を損なわないよう十分な維持管理体制が整っていることとし、維持管理規定を文書で提出すること。
- (6) 容器等には、広告物を掲出しないこと。

9 フラワーポットによる占有

フラワーポットによる占有は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 官公署、公共団体、商店会、自治会等の団体が設けるものに限ること。
- (2) 幅員2.5メートル以上の歩道又は道路広場で、照明設備を完備し、かつ交通に支障のない場所に設けること。
- (3) フラワーポットの材質は堅ろうなものとし、その形状、色彩が都市の美観を損なわない統一的なものとする。
- (4) フラワーポットの形状は幅0.5メートル以下、長さ1.5メートル以下又は直径0.5メートル以下とし、高さは路面から0.4メートル以下とする。
- (5) 植栽する花木は路面から0.8メートル以下の高さを維持すること。

ができる種類のものとする。

- (6) 花木の植栽、手入れ、清掃等について、十分な維持管理体制が整っていることとし、維持管理要領等を文書で提出すること。
- (7) フラワーポットには長さ0.15メートル以下、幅0.05メートル以下の大きさで、占有者名を表示すること。
- (8) フラワーポットには、広告物を掲出しないこと。

10 彫像等による占有

彫像又は碑等による占有は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 官公署、公共団体、が設置するものに限ること。
- (2) 道路・駅前広場、ショッピングモール区間等の交通に支障とならない場所に設けること。
- (3) 実在人物を表わすものでないこと。ただし、碑にあつては、歴史上の人物であつて占有場所との地縁関係があり、かつ、文化又は教育に寄与する場合については、この限りではない。
- (4) 高さ、大きさ、色彩、意匠等は付近の美観と調和・均衡のとれたものであり、かつ、道路敷地内の工作物として妥当なものであること。

11 公共掲示板による占有

公共掲示板による占有は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 官公署、公共団体、自治会等が設置するものに限るものとする。
- (2) 路端寄りに設けること。ただし、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示案内掲示板については、やむを得ない場合は、次の場所に設けることができる。

ア ガードレールの設置してある歩道内の車道寄り

イ 横断歩道橋の階段下の部分

- (3) 高さ2メートル以下、長さ1.5メートル以下、柱の長径又は直径

は0.15メートル以下とし、これにひさしを設ける場合には、出幅0.3メートル以下、下端は路面から1.7メートル以上とすること。

- (4) 材質は、容易に腐朽又は褪色しないものであること。
- (5) 占用者名及び掲示事項以外の広告等を掲出しないこと。
- (6) 第2号ただし書の規定による占用の場合は、掲示板の裏面に地点表示（町・丁目又は著名地点名）を記載し、通行者の利便に供すること。

1.2 道路反射鏡による占用

道路反射鏡による占用は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 地方公共団体等が設置するものに限ること。
- (2) 路端寄りに設けること。ただし、歩車道の区別のある道路にあっては、歩道内の車道寄りとする事ができる。
- (3) 構造等については、道路付属物としての道路反射鏡に準じること。
- (4) 占用者名を表示すること。

1.3 公衆電話所による占用

公衆電話所による占用は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩車道の区別のない道路では、占用を認めない。
- (2) 歩車道の区別のある道路では、歩道上とし、歩道の車道よりとする。
- (3) 歩道の有効幅員は、1メートル以上、かつ、3分の2以上確保すること。

1.4 無線基地局等による占用

無線基地局等による占用は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 基地局等には、公告物の添加及び塗装を一切行わないこと。
- (2) 基地局等は既存の占用物件への添加とし、基地局等のための独自の

支柱等の新設は、認めない。

(3) 複数の事業者の基地局等を同一の占有物件へ添加する場合は、1つの箱に収容するなどの共用基地局等とすること。

(4) 占有許可に当たっては、一般的な条件の他に次の条件を付するものとする。

ア 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合及び電線類地中化を行うため基地局等が添加されている工作物の改築・移転・除却その他の措置を行う必要が生じた場合には、基地局等事業者が自らの費用負担により基地局等を改築・移転・除却その他の必要な措置をとること。

イ 道路付属物への基地局等の設置により、当該道路付属物を損傷した場合又は基地局等の落下等により第三者に損害を与えた場合は、基地局等の事業者がその費用を負担すること。

1.5 変圧塔等による占有

送・配電用変圧塔又は分岐器等による占有は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 歩道又は道路広場、橋下等の道路の有効幅員外に設けること。

(2) 歩道の有効幅員は1メートル以上、かつ、3分の2以上確保すること。

(3) 長軸を道路の方向と平行に設けること。

(法第32条第1項第2号該当物件)

1.6 水道管、下水道管又はガス管による占有

水道管、下水道管又はガス管による占有は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所であること。

(2) 水道管、下水道管又はガス管は、歩道の下に埋設すること。ただし、

歩道の下に既設の埋設物があり、新たに埋設することが技術的に困難な場合又は歩車道の区別のない道路の場合にあっては、車道の歩道寄り、又は路端寄りに埋設することができる。

- (3) 水道管又はガス管の本線を埋設する場合には、その頂部と路面との距離は1.2メートル以下としないこと。ただし、やむを得ない場合は、車道にあっては0.6メートル、歩道にあっては0.5メートルを下回らない範囲で縮小することができる。
- (4) 下水道管の本線を埋設する場合には、その頂部と路面との距離は3メートル（工事実施上やむを得ない場合にあっては1メートル）以下としないこと。
- (5) 構造については、堅固で耐久力を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものであり、車道に埋設する場合には、道路の強度に影響を与えないものであること。
- (6) 水道管、下水道管又はガス管を橋に取付ける場合には、けたの両側又は床版の下とし、橋の強度に影響を与えないものであること。

1.7 排水管による占用

排水管による占用は、汚水及び雨水等の排水に関し公共下水道管への排水が不可能な場合は、次の各号によらなければならない。

- (1) 道路及び公益事業管の構造に支障を及ぼすおそれのない位置に埋設すること。
- (2) 管路の頂部と路面との距離（次号において「土かぶり」という。）は1.2メートル以上であること。ただし、工事施工上やむを得ない場合は、0.6メートル以上とすることができる。
- (3) 前号の土かぶりが取れない場合でコンクリート巻きたて（厚さ0.1メートル以上0.2メートル未満）などの防護措置を講じた場合は

前号の規定によらないことができる。

- (4) 道路に縦断的に設けるものでないこと。
- (5) 道路の方向に対して直角に設けること。
- (6) 敷地の配置上または地理的に困難で、他に方法がない場合は、前2号の規定によらないことができる。
- (7) 敷地内に集水枿を設け道路内の埋設管へ接続すること。
- (8) 他の者の既存占用排水管がある場合は、当該管路に接続すること。
- (9) 前号の場合は、当該管路管理者の承諾書を提出すること。

(法第32条第1項第4号該当物件)

18 巻上式日よけによる占用

巻上式日よけによる占用は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 歩車道の区別のある歩道の場合

- ア 覆い部分及び方丈の高さは、路面から2.5メートル以上とし、その出幅は1.0メートル以内、かつ、歩道幅員とすること。
- イ 覆い部分から布等をつり下げないこと。
- ウ 操縦かんのある場合は、それを道路に突き出さないこと。

(2) 歩車道の区別のない道路の場合

ア 車道部幅員が8.0メートル以上ある場合

- (ア) 覆い部分及び方丈の高さは、路面から4.5メートル以上とし、その出幅は0.7メートル以内とすること。
- (イ) 覆い部分から布等をつり下げないこと。
- (ウ) 操縦かんのある場合は、それを道路に突き出さないこと。

イ 車道部幅員が8.0m未満の場合

占用を認めない。

19 上屋による占用

上屋による占用は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 占用許可の基本方針

ア 地方公共団体、路線バス事業者、タクシー事業者の団体又は自治会若しくは商店会等の団体が設けるものに限ること。

イ 上屋による占用は、バス停留所又はタクシー乗場に設置される場合、ベンチに附随して設置される場合等道路の歩行者等の利用形態から判断し、公益上設置することが適当な場合に限ることとする。

ウ 上屋には壁面の設置を認めない。ただし、バス停留所については、「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」の一部改正（平成25年3月6日付け国道利第14号）の趣旨を踏まえ、一定の要件の下で壁面を有する上屋を認めるものとする。

(2) 設置場所

上屋の設置場所は、電柱等の他の占用物件や植樹帯の位置など具体的な道路状況を勘案し、次の道路管理上支障のない場所とすること。

ア 道路の法敷

イ 歩道（自転車歩行者道及び自転車歩行者専用道路を含む。以下同じ。）の幅員から路上施設及び占用物件の幅員を減じた幅員が2メートル以上（自転車歩行者道にあつては3メートル以上、自転車歩行者専用道路にあつては4メートル以上）確保できる歩道（ただし、歩行者の交通量が多い場所にあつては3.5メートル以上（自転車歩行者道にあつては4メートル以上）確保できる歩道）

ウ バス停留所に設置される上屋が壁面を有する場合は、交差点の付近、沿道からの出入りがある場所等、運転者の視界を妨げることのない場所

エ 近傍に視覚障害者誘導用ブロック（当該上屋へ誘導するために設置されたものを除く。）が設置されている場合にあつては、視覚

障がい者の上屋への衝突等を防止するため、当該ブロックとの間に十分な間隔を確保できる場所

オ その他道路の利用状況を勘案し、道路管理上支障のない場所

(3) 上屋の構造等

ア 上屋は、歩行者等の交通の支障とならない規模及び構造であること。

イ 上屋の幅は、2メートル以下とすること。ただし、5メートル以上の幅員を有する歩道及び駅前広場等の島式乗降場については、この限りでない。

ウ 上屋の高さは、路面から2.5メートル以上とすること。

エ 上屋の構造及び色彩は周囲の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとする。

オ 上屋が壁面を有する場合にあつては、道路管理上支障のないものに限ることとし、かつ、次に掲げるところによること。

(ア) 壁面の幅及び高さは、上屋の幅及び高さを超えないものであること。

(イ) 壁面の面数は、3面以内であること。

(ウ) 壁面の材質は、透明なものであること。

(エ) 上屋が設置される道路の状況を勘案し、必要に応じて上屋内に照明設備を設けること。

カ 上屋には、装飾のための電気設備を設置しないこと。

キ 上屋の主要構造物は他の建築物に接続しないものとする。

ク 上屋には、別に定める場合を除き、広告物等の添加又は塗装をしないこと。

(4) 上屋に対する広告物の添加

上屋に対する広告物の添加に係る占用は、バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて（平成

20年3月25日付け国道利第26号)によることとし、当該取扱いによる場合を除き、上屋には広告物等の添加又は塗装は認めない。

(5) 上屋の管理

ア 上屋を定期的に点検し、破損、汚損等により利用者の利便を減ずることがないように十分な管理体制が整っていることとし、維持管理規定等を文書で提出すること。

イ 上屋が壁面を有する構造である場合には、壁面へのはり紙及び落書き、路面の塵芥の除去等について、道路の美観を確保する観点から、管理規定等の内容が十分なものであることとし、占用許可に当たっては、一般的な条件のほか、占用物件を常時良好に維持管理すべき旨の条件を付するものとする。

(法第32条第1項第5号該当物件)

20 上空通路による占用

上空通路による占用は、次の各号に掲げるところによるほか、道路の上空に設ける通路の取扱等について（昭和32年7月15日付建設省発住第37号、国消発第860号、警察庁乙備発第14号）によらなければならない。

(1) 通路の設置によって、地上交通の緩和又は多数人の避難等相当の公共的利便に寄与するものでなければならない。

(2) 通路を設けることができる施設は、次のものに限るものとし、占用申請者が道路の両側の施設の大部分を所有していること。

ア 官公署の施設

イ 学校、図書館、研究施設その他教育文化施設

ウ 病院その他の医療施設又は保育所その他の社会福祉施設

エ 百貨店その他これに類する施設

オ 都市計画施設その他これに類する施設

カ その他都市の活性化、街づくり等当該地域の発展に寄与するもの

で、周辺道路の利用状況からみて特に市長が認める施設

- (3) 通路は、路面に対してほぼ水平とし、道路の中心線に対して直角に結ぶものであること。
- (4) 通路を同一建物に2個設ける場合は、一方の垂直投影上の範囲内に設けること。
- (5) 通路の支柱は、道路敷地内に設けないこと。
- (6) 構造は、不燃性のものであって、その主要部分を鉄骨又は鉄筋コンクリート造とし、必要に応じ雪止め等の設備を設けるものであること。
- (7) 通路には、ガス管、水管、熱供給管、高圧電線等を添加しないこと。

2 1 地下通路による占用

地下通路による占用は、次の各号に掲げるところによらなければならない。この場合において、通路を道路の路面下に設けることは、通路の効用がなくなった時の撤去が著しく難しく半永久的な施設になることから、許可に当たっては慎重に検討するものとする。

- (1) 通路の設置によって、地上交通の緩和又は多数人の避難等相当の公共的利便に寄与するものでなければならない。
- (2) 通路は次に掲げる施設を連結するために設置するものに限る。

ア 官公署の施設

イ 学校、図書館、研究施設その他教育文化施設

ウ 病院その他の医療施設又は保育所その他の社会福祉施設

エ 百貨店その他これに類する施設

オ 都市計画施設その他これに類する施設

カ その他都市の活性化、街づくり等当該地域の発展に寄与するもので、周辺道路の利用状況からみて特に市長が認める施設

- (3) 地下通路は同一建築物について1箇所とすること。
- (4) 通路を設けることができる道路は、幹線道路以外の道路（車線は2

以下、1日当たりの自動車交通量が4,000台未満)であること。

- (5) 電線、水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの(各戸に引き込むためのもの及びこれが取り付けられるものに限る。)が埋設されている道路又は埋設する計画のある道路に設けられる場合は、これらの上部に通路を設けないこと。
- (6) 地下通路の頂部と路面との距離は3.5メートル(公益上やむをえない事情がある場合にあっては、2.5メートル)以下としないこと。
- (7) 通路の幅員は3メートル以上6メートル以下の必要最小限の幅とすること。
- (8) 通路の床面から天井の高さまでの高さは2.5m以上とすること。
- (9) 通路の出入口は道路敷地の外に設けること。
- (10) 地下通路の構造は次に掲げるところによるものとする。

ア 地下通路の自重・土圧・水圧・浮力等の荷重によって生ずる応力に対して安全なものであること。

イ 部材各部の応力度は、許容応力度を越えるものでないこと。

ウ 構造耐力上主要な部分は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分は、不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で造ること。

エ 排水溝その他の適当な排水設備を設けること。

オ 照明設備を完備するなど防犯を考慮したものであることとし、公道である地下道の基準に準じること。

2.2 工事用通路等による占用

工事用通路及び沿道から道路に出入するために設置する通路等による占用は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 道路予定区域及び法面等人の通行に支障とならない場所に設置する場合に限ること。
- (2) 道路工事に支障とならない場所及び期間とすること。

- (3) 許可条件として通路以外の用途に使用しないことを付記するものとする。

(法第32条第1項第6号該当物件)

2.3 露店による占用

露店による占用でその期間が1週間程度のものは、道路占用として扱わず、警察署長による許可とする。

2.4 商品置場による占用

商品置場は、道路の交通及び構造保全上支障となり、かつ、慢性的に乱雑に道路を占用することとなるため、許可しないこととする。

2.5 路上イベント等による占用

路上イベント等による占用（駅前広場を含む）については、次の各号に掲げるところによるほか、地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取り扱いについて（平成17年3月17日国土交通省第28号道路局長通達）によらなければならない。

- (1) 地域住民・団体等が一体となって取り組み、かつ、地方公共団体が、地域活性化等の観点から当該イベント等を支援するものであること。
- (2) 周辺の景観、美観等を妨げるものでないこと。
- (3) 道路の構造又は道路交通に著しい支障を及ぼさないこと。

(令第7条第1号該当物件)

2.6 看板の類による占用

電柱等に添加又は巻き付ける看板、突出看板、立看板及び理容院等の業種を示す表示物等による占用については、次の各号に掲げるところによるほか屋外広告物条例によらなければならない。

(1) 禁止場所等

次に掲げる場所又は工作物若しくは物件に設置又は添加してはならない。

ア 現在未改築で今後改築する道路の区間（舗装部又は局部改良等小

規模のものを除く)。

イ 次に掲げる場所、工作物、物件。

- (ア) 橋、トンネル、高架道路（横断歩道橋を含む）及び分離帯
- (イ) 石垣及びよう壁
- (ロ) 道路が交差し、及び連絡する場所、横断歩道、並びに踏切道
- (ハ) 車両等が徐行する必要がある曲がり角（交差点を除く）及び勾配の急な坂
- (ニ) 道路照明灯、街路樹、信号機、道路標識、防護柵、駒止めの類及び里程標の類
- (ホ) 消火栓、火災報知機、郵便差出箱、公衆電話所、変圧塔及びこれらに類する物件
- (ヘ) 橋（長さ20メートル以下のものを除く）及びトンネルの前後それぞれ10メートルの区域内
- (ロ) 警戒標識、規制標識（駐車禁止、駐停車禁止の標識を除く）及び横断歩道の指示標識の前後それぞれ10メートルの区域内
- (ケ) 車道幅員5.5メートル以上の道路が交差若しくは連絡している交差点又は連絡点、横断歩道及び踏切道の前後それぞれ10メートルの区域内
- (コ) その他、道路管理上特に支障を及ぼすと考えられる場所

(2) 構造、色彩等

ア 看板等の構造、色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものであってはならない。この場合において、看板等の地色は、白色又は淡色に限るものとする。

イ 看板等は、電光式、照明式又は反射材料式であってはならない。

ただし、自家用看板等及び照明式バス停留所標識に添加する看板にあつては、電光式又は照明式に限り認めることができる。

ウ 看板等のデザイン及び表示内容は、美観風致を十分考慮して定め

ること。

(3) 道路を占用する電柱等に添加又は巻きつける看板による占用

電柱、電話柱、街路灯に添加し、又は巻き付ける看板による占用は、前2号及び第7号によるほか、次に掲げるところによらなければならない。

ア 添加看板又は巻き付け看板相互間の距離は、道路の1側につき20メートル以上とすること。

イ 添加看板は、縦1.2メートル以内、横0.6メートル以内とすること。

ウ 巻き付け看板は、縦1.5メートル以内、横0.33メートル以内とし、その下端は路面から1.2メートル以上とすること。

エ 看板は、1柱に1個（巻き付け看板は、2面を1個として取り付けることができる。）とすること。

オ 添加看板を歩道に設ける場合は、車道側に突き出さないこと。

カ 貼り紙、塗り広告等路上工作物又は物件に直接貼付又は塗装するものであってはならない。

(4) 突出看板による占用

建築物等道路区域外の工作物又は物件に添加され、道路区域内に突き出す看板の占用については、第1号、第2号及び第7号によるほか、次に掲げるところによらなければならない。ただし、道路区域外に設置された電柱、電話柱、街路灯に添加されているものにあつては前号を適用する。

ア 突出看板については、自家用看板に限るものとし、1営業所、1事業所又は1作業所につき2個以内とすること。ただし、たばこ、塩又は切手の販売店、専門店、加盟店、代理店等を表示する0.5平方メートル以下のものを除く。

イ 看板の出幅は路端（道路区域端）から1メートル以下とすること。

ウ 板面を回転式としないこと。

工 建築物の壁面を利用する平板看板は、出幅を0.3メートル以下とすること。

(5) 立看板による占有

立看板による占有は、第1号、第2号及び第7号によるほか、次に掲げるところによらなければならない。

ア 立看板は、催物、集会等のため一時的（1月程度）に設けるものとし、その大きさは、縦（脚部を含む）1.8メートル以内、横0.6メートル以内とする。

イ 地面に接する部分の位置は、法敷、側溝又は路肩とする。ただし、横0.3メートル以内の立看板を幅員3メートル以上の歩道上に設ける場合は、歩道内の車道寄りに設けることができる。

ウ 立看板の支持工作物又は物件の管理者（所有者）の承諾書を添付すること。

(6) 理容所等の業種を示す表示物等による占有

商店、会社、商品等の名を表示しない理容所、美容院、クリーニング店等の業種を示す表示物又は時計板であつて、建築物等に取りつけるものによる占有は、第4号の規定を準用する。

(7) 適用除外

次に掲げる広告物については、この基準（第1号及び第2号を除く。）を適用しない。

ア 法令の規定により設置されるもの。

イ 公共団体が公共的目的をもって設置するもの。

ウ 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等。

工 冠婚葬祭のため一時的に設置するもの。

27 バス停留所標識による占有

バス停留所標識による占有については、次の各号に掲げるところによ

らなければならない。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者が設けるものとする。
- (2) 道路標識、交通信号機、交差点、横断歩道及び踏切道の前後から20メートル以上離すこととし、急な曲り角等交通上支障となる場所は避けること。
- (3) 標識は、道路方向に平行して設置すること。ただし、標識の頭部に会社名等を表示する表示板を設置する場合は、この限りではない。
- (4) 複数の路線バスが運行する同じ場所のバス停留所については、可能な限り標識を統合すること。
- (5) 無照明式バス停留所標識の占用については、前各号によるほか次に掲げるところによらなければならない。
 - ア 標識は、移動式とすること。
 - イ 標識の上端は、路面から3メートル以下とすること。
 - ウ 表示板の下端は、路面から0.5メートル以上とすること。
 - エ 表示板（支柱部分を含む）は、幅0.5メートル以下とすること。
- (6) 照明式バス停留所標識の占用については、第1号から第4号までによるほか、次に掲げるところによらなければならない。
 - ア 標識は、歩車道の区別のある歩道上とし、設置後1.5メートル以上の余地が確保できること。
 - イ 標識は、1本の支柱と直方体の照明表示ボックスから構成されたものを標準とすること。
 - ウ 標識の上端は、路面から3.0メートル以下とし、照明表示ボックスの最大幅は0.45メートル以下とすること。
 - エ 支柱の高さは、標識全体のおおむね4分の1とする。

2 8 消防水利標識及び消火栓標識による占用

- (1) 消防水利標識による占用は、次に掲げるところによらなければならない。

ア 消防水利施設から5メートル以内の位置に設けること。

イ 消防水利標識には、占有者名以外の広告物等を掲出しないこと。

(2) 消火栓標識による占有は、次に掲げるところによらなければならない。

ア 占有者は消防機関に限るものとする。

イ 歩車道の区別のある道路にあつては、歩道上の車道寄りとし、突出し方向は民地側とすること。

ウ 歩車道の区別のない道路にあつては、路端若しくは法敷とし、突出し方向は民地側とすること。

エ 消火栓から消火栓標識までの距離は、5メートル以内とする。

オ 信号機、道路標識等の効用を妨げその他道路管理上支障となる場所は避けること。

カ 消防機関から申請された時点の消火栓標識には、広告添加のない構造のものとする。

29 公共施設案内標識による占有

公共施設案内標識による占有は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 公共団体が設置するものに限ること。

(2) 歩道上、法敷等に支柱を設けることができるものとする。

(3) 構造及び色彩等は、道路管理者が設置する案内標識に準じること。

30 旗ざおによる占有

旗ざおによる占有は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 占有は認めない。ただしやむを得ない場合は、民地の建築物を支えとして設置することができる。

(2) 色彩は、車両運転者に無用の心理的緊張を与えることのないよう原色をさけ、かつ意匠が俗悪でないものであること。

- (3) ガードレール、街路樹、街灯、電柱、アーケード等に添加してはならないこと。

3 1 横断幕による占用

横断幕による占用は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 地方公共団体又はこれに準ずる者が、交通安全、火災予防及び非営利的な行事名等を表示した幕を一定期間区切って占用する場合に限るものとする。ただし、特に市長が認める場合はこの限りでない。
- (2) 幕には、占用者名及び行事等の主催者名（後援者名は除く）を記載すること。
- (3) 幕の大きさは、幅2.0メートル以下、長さは9.0メートル以下で、支持物及び添加物等の強度に支障がない大きさとする。
- (4) 電柱等を支持物とする場合にあっては、ネットを使用すること。
- (5) 幕を掲出するための支柱は、道路に設置しないこと。
- (6) 歩道橋に添架する場合は、その主桁部分又は高欄部分とし、歩道橋を損傷しないような方法で添架すること。
- (7) 風雨等により落下しないよう堅固に取りつけること。
- (8) 定期点検を少なくとも1週間に1回程度行うこと。

3 2 アーチによる占用

アーチによる占用は認めない。ただし、次の各号に掲げるところによる場合はこの限りでない。

- (1) 公共団体又は商工団体等が公共又は公益上必要なため設置する場合。
- (2) 車道を横断するものであってはならない。ただし、車道幅員9m未満の道路を横断するものであって、交通の円滑を妨げるおそれがないもの。
- (3) アーチの設置間隔は、100メートル以上とすること。ただし、設

置区間の延長が100メートル未満の場合は、その設置区間の両端に設けることができる。

- (4) 広告、看板その他これらに類するもの（商工団体名、通りの名称は除く。）の添架は認めないこと。
- (5) 交差点、横断歩道、道路標識、交通信号機及び曲がり角から10メートル以上、消火栓から5メートル以上、火災報知機から3メートル以上の距離をもたせること。
- (6) 地面に接する部分の位置は、法敷とする。ただし、交通の円滑を妨げるおそれがない場合は、路端寄り又は歩道内の車道寄りに設けることができる。
- (7) 道路を横断する部分の最下部と路面との距離は、5メートル以上とする。ただし、歩道を横断する場合にあっては、当該部分の最下部と路面との距離は、3.5メートル以上とすること。

（令第7条第4号該当物件）

3.3 建築用足場、工事用仮囲い等による占用

建築用足場、工事用仮囲い、落下物防護用施設（朝がお）による占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 道路敷地外に適当な余地がない場合に限り、必要最小限の面積の占用を認めるものとする。
- (2) 歩車道の区別のある道路にあっては歩道上とし、その占用幅は1メートル以内で、かつ、歩道の有効幅員の3分の1以内とする。
- (3) 歩車道の区別のない道路にあっては、その占用幅を1メートル以内で、かつ、道路幅員の8分の1以内とすること。
- (4) 前2号の規定にかかわらず、落下物防護用施設については、必要な出幅とすることができる。
- (5) 足場の前面には、シート、金網等を張りめぐらすこと。
- (6) 夜間照明、赤色灯等を設け、通行者に危険のないようにすること。

- (7) 消火栓、水道制水弁、ガス開閉栓及び各種人孔等の所在箇所を判らなくしたり、近づき難くしないようにすること。
- (8) 官公署の指示に基づく表示板以外の広告物を表示又は掲出しないものであること。
- (9) 視覚障がい者歩行の為の視覚障害者誘導用ブロックに影響を与えないこと。

3 4 養生による占用

養生による占用で、工事等に伴い道路の構造及び付属物に支障のおそれがある場合は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 養生の範囲は、影響部分を考慮した必要最小限の面積とする。
- (2) 養生により路面との高低差を生じた場合は、転倒防止策を講じること。
- (3) 鉄板による養生の場合は、滑り止めを講じ視認可能にすること。
- (4) 重量により道路構造物への支障の恐れがある場合は、養生設置前後の写真及びレベルの数値を提出すること。
- (5) 道路構造物へ影響を与えた場合は、道路管理者の指示の下、速やかに修繕すること。

(令第7条第5号該当物件)

3 5 一時材料置場による占用

材料置場は、期間が長期化したり、乱雑化して道路管理、衛生及び美観上支障となるため、占用を認めないものとする。

(その他)

3 6 1 から 3 5 までの基準によりがたいと認められる場合は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の際現に占用の許可を受け道路を占用している物件にあっては、当該物件の耐用年数が経過するまでの間に限り、この基準の相当規定に基づき許可を受けているものとみなす。許可を更新する場合もまた同様とする。